

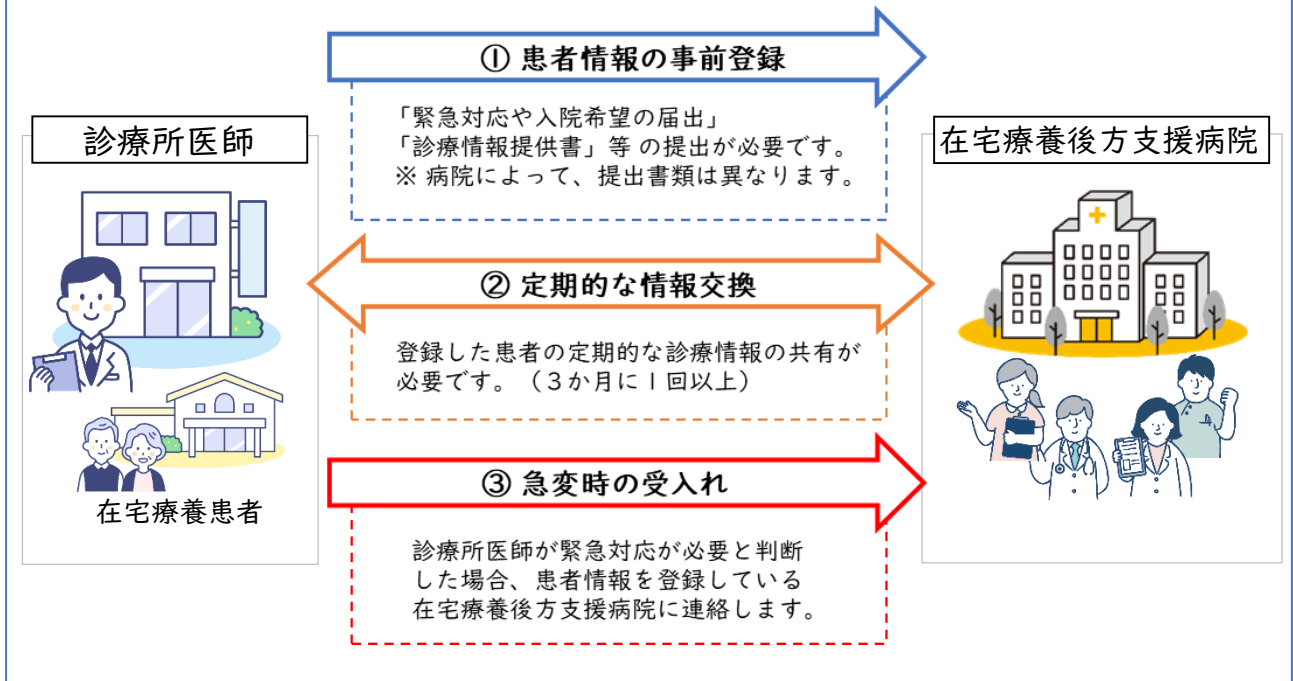
在宅療養患者の 急変時に活用できる病院機能について



在宅療養後方支援病院 とは

患者情報を事前登録した在宅療養患者に関して、診療所医師が病院での精密検査や緊急対応が必要と判断したときには、在宅療養後方支援病院は24時間診療可能な体制で、入院が必要な場合には原則在宅療養後方支援病院が入院受入れを行います。

利用のイメージ



- ※ 1人の患者が複数病院に登録することは不可です。
- ※ やむえず入院できない場合には、病院が他に入院可能な病院を探します。
- ※ ①～②を行っている患者を病院が入院受入れした場合、在宅患者緊急入院診療加算が算定されます。

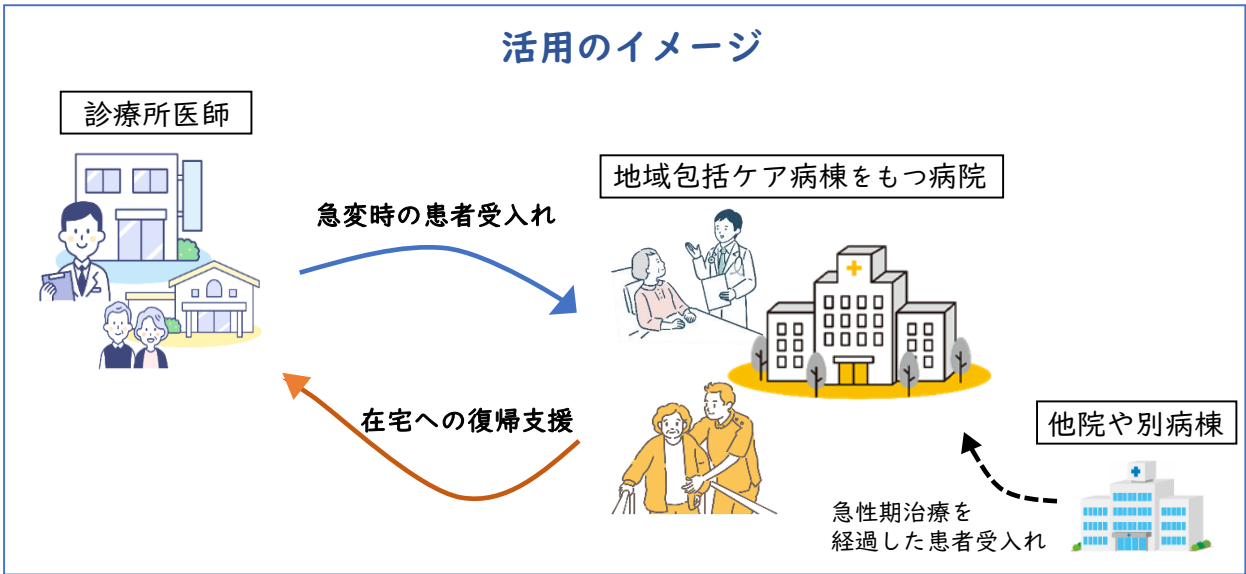
病院名（住所）	相談窓口	電話・FAX
市立吹田市民病院 （吹田市岸部新町5-7）	患者支援センター 地域医療連携部門	電話 06-6387-3805 FAX 06-6387-3315
済生会吹田病院 （吹田市川園町1-2）	地域連携課	電話 0120-86-1567 FAX 06-6382-1595
済生会千里病院 （吹田市津雲台1-1-6）	患者支援センター	電話 06-6871-0121 FAX 06-6871-5915
吹田徳洲会病院 （吹田市千里丘西21-1）	医療・介護連携室	電話 06-6878-1110 FAX 06-6878-5222
協和会病院 （吹田市岸部北1-24-1）	地域医療福祉連携室	電話 06-6339-0909 FAX 06-6339-9889

地域包括ケア病棟 とは

在宅療養中の急変患者を受入れする在宅療養支援としての機能をはじめ、リハビリ等の在宅復帰を支援する機能や急性期治療を経過した患者を受入れする機能を有する病棟のことです。

＜対象となる患者像＞

- ・ 在宅療養中の急変時等で入院が必要となる方
- ・ 急性期治療を経過し、在宅復帰支援が必要となる方
（在宅復帰に向けたリハビリの継続、退院準備等） 等



※ 一般病棟で行うような高額医薬品の投与や特殊な検査・手術は対応できません。
※ 病状の変化等によっては、急性期病床へ転床することがあります。
※ 病棟の機能上、入院期間は60日上限となります。

病院名（住所）	相談窓口	電話・FAX
吹田徳洲会病院 （吹田市千里丘西21-1）	医療・介護連携室	電話 06-6878-1110 FAX 06-6878-5222
協和会病院 （吹田市岸部北1-24-1）	地域医療福祉連携室	電話 06-6339-0909 FAX 06-6339-9889
大和病院 （吹田市垂水町3-22-1）	地域医療連携室	電話 06-7636-0473 FAX 06-6380-1854
井上病院 （吹田市江の木町16-17）	地域医療連携室	電話 06-6368-7441 FAX 06-6368-7440
甲聖会記念病院 （吹田市江の木町7-1）	地域医療連携室	電話 06-6380-0666 FAX 06-6380-0736